労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定により、令和８年10月23日南大阪医療生協労働組合執行委員長黒木美香から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和８年11月２日

大阪府知事　吉村　洋文

１　事件

年末一時金等の要求に関する件

２　日時

令和８年11月５日から本問題の解決に至るまでの期間

３　場所

次に掲げる施設において、南大阪医療生協労働組合の組合員が従事する全職場

名　　称	所　　在　　地
加賀屋診療所	大阪市住之江区西加賀屋二丁目５番25号
住吉民主診療所	同　住吉区沢之町一丁目３番16号
訪問看護ステーション虹	同　同　同　同　同　同
訪問看護ステーションサテライトたんぽぽ	同　住之江区南港中二丁目１番109号
訪問介護ステーションのぞみ	同　住吉区我孫子五丁目３番４号
加賀屋診療所デイケア室	同　住之江区西加賀屋二丁目５番25号
デイケアなないろ	同　住吉区沢之町一丁目３番16号
南大阪医療生活協同組合ケアプランセンター	同　同　我孫子五丁目３番４号

４　概要

救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。